

充実した合理的配慮の提供に向けて

～全ての児童生徒が豊かな学校生活を送るために～



平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、特別な支援が必要な児童生徒に対し、合理的配慮を提供することが定められました。

合理的配慮の提供とは、特別な支援が必要な児童生徒本人や保護者からの相談・申し出に応じ、他の児童生徒と平等に教育を受けるために、学校や設置者が過度な負担がない範囲で必要かつ適当な変更・調整を行うことです。

充実した合理的配慮が提供されるためには、学校・設置者と特別な支援が必要な児童生徒本人や保護者がお互いの意向と事情を尊重し、相互理解を深めながら、双方が納得できる合理的配慮を柔軟に探求するプロセスである「建設的対話」を行うこと、相談・申し出から内容の協議・決定、合理的配慮の提供、評価、見直しといった「PDCAサイクル」を意識して取り組むことが大切です。

特別な支援が必要な児童生徒が他の児童生徒と同じスタートラインに立つことができるよう、改めて合理的配慮の提供について考えてみましょう。



平成31年3月
鹿児島県教育委員会

各学校における合理的配慮の提供プロセス（例）

流れ

内 容

留意点

相談、申出
意思の表明

- 本人・保護者が、困っていることや合理的配慮の提供が必要であることを、学校やその設置者に伝える。
- 教育現場において、学校が先に気付いて、本人・保護者に確認をとる場合も含む。

- 全ての保護者に対して、合理的配慮とは何か、ということや相談窓口を学校便りなどで事前に広く周知しておく。
- 校長のリーダーシップの下、校内の相談支援体制を整備する。

内容の協議
決定（P）

- 対象となる児童生徒の担任個人の判断で合理的配慮を提供するのではなく、本人・保護者と学校・設置者が対話を通じて情報を交換し、変更・調整する具体的な内容を決定する。
- 合理的配慮の内容
 - ・ 個々のニーズに対応したもの
 - ・ 建設的対話（①）による相互理解に基づいたもの
 - ・ 過度の負担（②）を課さないもの
 - ・ 本来の（学校）業務に付随するもの
 - ・ 障害のない者と同等の機会の提供を受けられるもの
 - ・ 教育活動等の目的・内容等の本質的な変更には及ばないもの

- 学校ができることを一方的に本人や保護者に押し付けることはできない。
- 合意形成が難しい場合、学校としてできない理由を丁寧に説明し、代替案を示すなどの十分な話し合いを行う。
- 本人・保護者と学校、設置者だけでなく話し合いが進まない場合は、外部の関係機関、専門家などを活用する。
- 可能な範囲で、合理的配慮提供のプロセスに本人も参加することができるようにする。

合理的配慮
の提供
（D）

- 合理的配慮の提供例
 - ・ 物理的環境への配慮
 - ・ 人的支援の配慮
 - ・ 意思疎通の配慮
 - ・ ルール・慣行の柔軟な変更
- 合理的配慮の内容について個別の教育支援計画等に明記するとともに、具体的に支援することができるように個別の指導計画に位置付ける。



評価
（C）

- 適切な時期（学期ごと、随時）に評価を行うとともに、内容・方法の見直しを行う（一度提供を決めた合理的配慮をそのままずっと続けるとは限らない）。

柔軟な
見直し
（A）

- 途切れることのない一貫した支援（③）の提供・引継ぎを行う。



- 合理的配慮の提供と障害の開示、障害のスポットライト化（④）、他の児童生徒に対する障害理解等について、本人・保護者とも十分共通理解を図っておく。

用語解説

① 建設的対話

合理的配慮の提供については、常に意思の表明どおりに決まるとは限らず、意見が分かれる場合があります。その場合にどのようにして調整していくか、お互いの歩み寄りの部分を「建設的対話」と表現しています。

こうした対話を通して、対象となる児童生徒が直面している社会的障壁が確認・理解され、それを除去するために必要で、かつ可能な手立て（合理的配慮）が模索・特定されることとなります。

ここでの対話は、対象となる児童生徒・保護者と学校・設置者のどちらか一方の主張や言い分の「正しさ」を判断する場ではありません。双方が協同で問題を解決していく場としてイメージすることが大切です。



② 過度の負担

学校・設置者は、個々の児童生徒の障害の程度や教育的ニーズに応じて、できる限り合理的配慮を提供する必要がありますが、教育活動に著しい支障が生じたり、財政面、体制面等において大きな負担となったりしない範囲内で行う必要があります。

学校等が過度の負担になると判断した場合には、一方的に結論を伝えるような形にならないように努めるとともに、他の方法を一緒に検討することが大切です。



③ 途切れることのない一貫した支援

就学・進学等の移行期において、切れ目ない一貫した組織的な支援を提供するため、個別の教育支援計画や移行支援シート等による合理的配慮の引き継ぎを行うことが必要です。

合意形成された合理的配慮の内容やこれまでに提供した合理的配慮の内容の変更の経緯について、個別の教育支援計画等に明記し、関係する職員、保護者等が情報を共有することが大切です。



④ 障害のスポットライト化

対象となる児童生徒に対して、「手話通訳者を配置する」、「ワークシートを個別に準備する」などの合理的配慮を提供する際、障害の有無や状態について本人の意思に反して周囲に分かる形になってしまったり、注目を集めてしまったりすること（障害のスポットライト化）への配慮も必要です。

合理的配慮の「内容」だけではなく、配慮をどのように提供してほしいかという「方法」も児童生徒個々で異なりますので、本人・保護者との対話を通して共通理解を図るとともに、必要に応じて変更・調整を行うことが大切です。

合理的配慮に関するQ&A



Q 1 : 障害のある児童生徒本人・保護者から合理的配慮の申し出がない場合、合理的配慮の提供を行う必要はありませんか。

A 1 : 対象となる児童生徒が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、その児童生徒が十分な教育を受けることができるかどうかという視点から判断するとともに、適切と思われる配慮を提案するために本人・保護者に働き掛けるなど、学校・設置者は自主的な取組に努めることが大切です。



Q 2 : 合理的配慮の提供は「特別扱い」ではないか、と疑問を抱く職員がいます。どのように考えればよいですか。

A 2 : 合理的配慮は、他の児童生徒と同等の機会を提供する「特例」と言えますが、成績や能力という点で「優遇」するものではありません。

例えば、試験時に解答方法や問題用紙等の変更・調整を行うことは、試験で測りたい真の能力（知識・技能、思考力・判断力・表現力等）に影響を及ぼすものではありません。合理的配慮の提供によって、同じスタートラインに立つことができるようにするものです。

Q 3 : 車椅子を使用している児童生徒の修学旅行について、保護者の同行を参加の条件とすることはできますか。

A 3 : 対象児童生徒が肢体不自由であることから生じる移動上の困難や介助者の必要性を理由に、学校側から親の同行を参加の条件にすることは、障害を理由とした、対象児童生徒に対する不利益な取扱いであると考えられます。

対象児童生徒自らの力で移動することができるよう目的地や旅程を変更・調整したり、教員が分担・協力して介助することを検討したりすることが必要です。



Q 4 : 児童生徒本人の自己理解を促すため、合理的配慮の決定プロセスに参画させることはできますか。

A 4 : 自分が何に困っていて、その原因がどのようなことにあるのか、そして、それを解決する方法にはどのような方法があるのかを知ることは、本人が今後生きていく上で、非常に大切です。

将来、自分から意思の表明を必要とする場面が必要となることも考えられます。「決められる側から決める側への認識の移行」という点からも、児童生徒の実情に応じて、参画させることを検討してみましょう。

合理的配慮の実践事例

本県では、平成30年度から文部科学省「発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業」を受託し、各学校における合理的配慮の提供に関する様々な取組について研究しています。その一部を紹介します。

事例1

P

- 多くの人にとっては気にならないような音が、耐えられないほど大きく感じられてしまう聴覚過敏があり、学習に集中して取り組めないという児童の保護者から、周囲の音を軽減するためにイヤーマフを使用させたいとの申し出があり、校内委員会で対応を検討した。
- イヤーマフに関する情報が不足していたため、学校は使用方法や効果についてインターネットで調べるとともに、特別支援学校の巡回相談員にも使用例などについて電話で助言を求めた。

D

【合理的配慮の実際】

- イヤーマフは、聴覚過敏による困難さを軽減するために効果的であると判断し、その着用を認める。
- 急に大きな声で話し掛けないようにする。
- 合理的配慮の内容・方法について個別の教育支援計画に明記し、個別の指導計画にも位置付ける。



C

- イヤーマフを着用することで周囲の音も軽減され、音から逃げずにその場にいられることが増えてきた。
- 手で耳を塞ぐことがなくなり、学習や生活場面での活動量が増えてきた。

A

- 進級時、イヤーマフ着用の効果について次学年にも引き継いだ。
- イヤーマフよりも目立たない耳栓やノイズキャンセリングイヤホン（デジタル耳栓）についても情報収集を行った。

事例2

P

- 文章をスムーズに読むこと、字を書く際にバランスに気を付けたり枠の中に収めたりすることが困難な生徒の保護者から、読むことや書くことの負担を軽減させるために、文章の読み上げを教師が行ったり、ワークシートやタブレット端末等を活用したりしてほしいとの申し出があり、校内委員会で検討した。

D

【合理的配慮の実際】

- 書くことの負担を軽減するため、ワークシートを活用したり、タブレット端末のカメラ機能を用いた板書事項の撮影を認めたりする。
- 読むことの困難に対しては、本人からの要請に応じて、教師による教科書や問題文の読み上げを行う。
- 定期試験等では、問題文や解答用紙の拡大、時間延長などを行う。
- 合理的配慮の内容・方法について個別の教育支援計画に明記し、個別の指導計画にも位置付ける。



C

- 年間を通して授業中や定期テスト時に合理的配慮を行ってきたことで、読むことや書くことに対する負担は軽減され、学習内容の理解が深まった。
- 日々の合理的配慮の提供を踏まえ、中学校長から受検する高校の校長に対して合理的配慮の提供の申請を行った。

A

- 中学校で行ってきた合理的配慮の内容・方法について移行支援シート等に記入し、高校合格後の中高連絡会において引継ぎを行った。

事例3

P

- 文字を書く際に文字の大きさや形が整わずマスからはみ出る、授業中に板書事項を全て書き終えることができないといった困難を抱える児童の保護者から、「特別支援教育支援員を配置して、マンツーマンの対応をしてほしい。」との申し出があり、具体的な対応策を検討した。



- 保護者に対して、特別支援教育支援員によるマンツーマンの対応は人的配置の問題から困難であることを丁寧に説明するとともに、保護者や本人と話し合いを進める中で、本児は文字を書くことに困難さがあり、その困難さへの配慮を充実させてほしいということが、本人・保護者の申し出の本質であることが明らかになった。このことを踏まえた上で代替案を示し、了解を得た。

【合理的配慮の実際】

D

- 板書事項全てではなく、ポイントになるところのみを書くワークシートを用意する。
- 拡大コピーなどを用いて実態に合った大きさのマスや罫線を用意する。
- タブレット端末、デジカメ等の使用による板書事項の記録を認める。
- 合理的配慮の内容・方法について個別の教育支援計画に明記し、個別の指導計画にも位置付ける。

C

- ワークシートや実態に応じたマス・罫線を使用することで、進んで板書事項を記録しようとしたり、丁寧に書こうとしたりするようになった。
- 板書事項の撮影により、授業中に書き終えることができなかった部分を家庭で確認し、ワークシートを完成させることができるようになった。

A

- 本人から、「タブレット端末等の使用による板書事項の記録は、周囲の友達の視線が気になる。」との申し出があったので、授業後に職員室等の別室で教師の板書計画（又はワークシートの模範解答）を渡す方法に変更した。

【法令等・参考資料】

- ・ 文部科学省、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」、平成24年
- ・ 文部科学省、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」、平成27年
- ・ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、平成28年 施行
- ・ 鹿児島県教育委員会、「鹿児島県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領について（通知）」、平成28年
- ・ 川島・飯野・西倉・星加、「合理的配慮—対話を開く、対話が拓く」、平成28年、有斐閣

こちらのQRコードから、県教育委員会が作成した特別支援教育に関する資料等を紹介しているページがご覧いただけます。

